

# ハード・ソフト取組計画の作成状況

---

- エレベーターやホームドアの整備等、既存の施設を含む更なるハード対策、旅客支援等のソフト対策を一体的に推進する必要



- ハード対策に加え、**接遇・研修のあり方を含むソフト対策のメニュー**を国土交通大臣が新たに作成
- 一定規模以上の事業者※<sup>1</sup>が、**ハード・ソフト取組計画※<sup>2</sup>の作成・取組状況の報告・公表を行う**

- ※ 1 ①平均利用者数が3000人以上/日である旅客施設を設置・管理する事業者  
②輸送人員が100万人以上/年である事業者 等

- ※ 2 計画に盛り込むべき項目：施設整備、旅客支援、情報提供、教育訓練、推進体制



【施設整備】



【旅客支援】



【情報提供】



【教育訓練】

## 公共交通事業者等の判断基準

国土交通大臣が、以下についてメニューを定めて公表

事業者が取り組むべき措置の  
具体的な内容

- ・施設・車両等の施設整備
- ・適切な情報の提供

- ・乗降についての介助、旅客施設における誘導等の旅客支援
- ・職員等に対する教育訓練

達成すべき目標

計画的に取り組むべき措置

- ・公共交通事業者等が上記の目標を達成するために整備すべき推進体制等を定めること 等

必要があると認めるとき

国土交通大臣が、公共交通事業者等に対して、**指導及び助言**

## ハード・ソフト計画制度

※輸送人員数が相当数であること等の要件に該当する者のみ

公共交通事業者等が、毎年度、**計画作成**

- I 課題及び今後の対応方針
- II 移動等円滑化に関する措置
- III 移動等円滑化するためにIIと相まって取り組む措置
- IV 前年度計画書との比較
- V その他計画に関連する事項

公共交通事業者等が、毎年度、**定期報告**

- I 前年度の公共交通移動等円滑化計画の実施状況
  - (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況
  - (2) 移動等円滑化するために(1)と相まって取り組む措置の実施状況
- II 旅客施設及び車両等の移動等円滑化の達成状況

公共交通事業者等が、毎年度、**公表**

移動等円滑化の状況が判断基準に照らして著しく不十分であると認めるとき

国土交通大臣が、公共交通事業者等に対して、**勧告**  
(※旅客施設及び車両等に係る技術水準等の事情を勘案)

勧告に従わなかったとき

国土交通大臣が、**公表**

令和元年度より、一定規模以上の公共交通事業者等(利用者の約9割をカバー)にあつては、バリアフリー法に基づき、毎年度ハード・ソフト両面の取組に関する「移動等円滑化取組計画書」を国に提出し、また当該計画書を公表することが義務づけられています。

## ■モード別対象者数及び提出数

モード別	対象事業者数	提出事業者数
1.鉄道	71	71
2.軌道	26	26
3.乗合バス	141	141
4.バスターミナル	20	20
5.貸切バス	5	5
6.タクシー	75	75
7.旅客船ターミナル	7	7
8.旅客船	6	6
9.航空旅客ターミナル	28	28
10.航空機	11	11
合計	390	390

※対象事業者の公表先を一覧でまとめたのでご参考にして下さい。

<事業者一覧ページ>

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei\\_barrierfree\\_tk\\_000211.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000211.html)

## ■モード別地域別提出数

### 旅客施設

	北海道	東北	関東	北陸信越	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
鉄軌道	5	2	32	5	12	23	4	5	8	1
バスターミナル	4	1	1	2	4	—	2	—	6	—
旅客船ターミナル	—	—	—	1	—	—	2	1	2	1
航空旅客ターミナル	3	3	3	1	1	2	2	4	6	3

### 車両等

	北海道	東北	関東	北陸信越	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
鉄軌道	5	2	32	5	12	23	4	5	8	1
バス(乗合・貸切)	3	8	54	10	13	26	9	4	17	2
タクシー	7	3	31	1	14	11	1	—	7	—
旅客船	—	—	—	—	—	1	2	1	2	—
航空機	11									

令和元年度より、一定規模以上の公共交通事業者等にあつては、バリアフリー法に基づき、毎年度、ハード・ソフト両面の取組に関する「移動等円滑化取組計画書」を国に提出し、また、当該計画書を公表することが義務づけられています。下線が付いている事業者は事業者ホームページで公表しています。

## 【中部ブロック】

### [航空旅客ターミナル事業者]

- ・中部国際空港(株)

### [鉄道事業者・軌道経営者]

- |  |   |   |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊豆箱根鉄道</li> <li>・豊橋鉄道</li> <li>・愛知環状鉄道</li> <li>・東海旅客鉄道</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡鉄道</li> <li>・<u>名古屋鉄道</u></li> <li>・<u>名古屋臨海高速鉄道</u></li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・遠州鉄道</li> <li>・名古屋市交通局</li> <li>・<u>四日市市</u></li> </ul> |
|--|---|---|

### [バスターミナル事業者]

- |  |  |  |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>ジェイアールセントラルビル(株)</u></li> <li>・<u>名古屋市</u></li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋鉄道(株)※各営業所にて公表</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡鉄道(株)※本社営業所にて公表</li> </ul> |
|--|--|--|

### [乗合バス事業者]

- |  |   |  |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋市</li> <li>・しずてつジャストライン(株)※西久保営業所にて公表</li> <li>・富士急シティバス(株)※本社営業所にて公表</li> <li>・濃飛乗合自動車(株)※高山営業所にて公表</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>ジェイアール東海バス(株)</u></li> <li>・遠州鉄道(株)※本社営業所にて公表</li> <li>・伊豆箱根バス(株)※各営業所にて公表</li> <li>・東濃鉄道(株)※多治見営業所にて公表</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・名鉄バス(株)※名古屋中央営業所にて公</li> <li>・富士急静岡バス(株)※鷹岡営業所にて公表</li> <li>・岐阜乗合自動車(株)※柿ヶ瀬営業所にて公表</li> <li>・<u>三重交通(株)</u></li> </ul> |
|--|---|--|

### [貸切バス事業者]

- ・名鉄観光バス(株)※名古屋営業所にて公表

令和元年度より、一定規模以上の公共交通事業者等にあつては、バリアフリー法に基づき、毎年度、ハード・ソフト両面の取組に関する「移動等円滑化取組計画書」を国に提出し、また、当該計画書を公表することが義務づけられています。下線が付いている事業者は事業者ホームページで公表しています。

## 【中部ブロック】

### [タクシー事業者]

- ・名鉄交通第四(株)※本社営業所にて公表
- ・名古屋エムケイ(株)※本社営業所にて公表
- ・三重近鉄タクシー(株)
- ・名鉄東部交通(株)
- ・名鉄交通第二(株)※本社営業所にて公表
- ・愛電交通(株)※本社営業所にて公表
- ・静鉄タクシー(株)※本社営業所にて公表
- ・名鉄西部交通西部(株)※本社営業所にて公表
- ・名鉄四日市タクシー(株)
- ・名鉄交通第三(株)※本社営業所にて公表
- ・名鉄知多タクシー(株)
- ・名古屋近鉄タクシー(株)※本社営業所にて公表
- ・名鉄西部交通北部(株)※本社営業所にて公表
- ・名鉄交通第一(株)※本社営業所にて公表